

**住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート**  
**第8回実施分（令和6年2月13日開催） 自由記載欄**  
**【傍聴者33名】**

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 有識者の方が言っていた通り、毎回多くの方が傍聴するものとなりました。それだけ関心が強く、また賛成、反対の意見意思が大きく異なるものと言えます。分断と混乱を生み出すことがないようにしていただきたいです。そのために住民投票制度の制定については反対の立場でいます。
- ・ 市民の意見を適時聞く等の工夫で市民の興味、関心を知り、実用的な議論をしてほしい。市民にとって学問的な価値には関心がない。実用性を知りたい。投票制度の限界を意識しないで論議している様である。重要争点を選挙では論議できない。
- ・ 有識者懇談会の議論はとても勉強になります。今回作成される「論点整理」をもとに、ぜひ市民自治のあり方のさらなる論議ができることを期待します。
- ・ 今後に向けての意見です。  
12月の市長選は争点が明確でなく、僅差で決着した。急な選挙で市民が熟考するゆとりがなかった。住民投票制度をいつか解凍して再提案する日が来るかもしれない。その時は十分な時間をかけ、市民参加を得られるような状況（市外からの抗議活動を市全体ではね返すくらいに）を作るべきでしょう。
- ・ 武蔵野市の住民自治、市民や職員の熱意や水準を評価する。有識者の皆さんの発言は印象に残った。難題へのアプローチご苦労様でした。
- ・ 市民参加、市民自治というテーマを大事にすること。「いい機会」「勉強になった」というようなご発言には敬意を表します。
- ・ 意見・意志の議論は不要ではなかったか。住民投票をするか否かを署名で決め、その署名の内容を明らかにする、公表することの重要性は小平での住民投票のための署名でも明らかにのに、議長をご存知ないことに驚いた。
- ・ ともあれ、有識者懇談会における所期の目標を達し、論点整理が終わったことにつき、事務局のみなさまのご奮闘に心から敬意を表し、一人の市民として感謝申し上げます。

新聞報道によれば、新市長も、機が熟せば条例制定に向けての議論を再開するとし、その際には今回の論点整理を大切な資料とするとしているわけですから、傍聴し、議論に耳を傾けてきた私たちにも、それなりの意味があったと考えることにします。本当は、これを踏まえ、立場を異にする人たちと、大いに議論がしたかったと思いますが。

ここでは、最後まで手を抜かず、「論点整理」をよいものにするために、記述内容に関し1点、細かい語句訂正で2点の意見を述べさせていただきます。

1. 論点整理本文 P24 の冒頭で、外国人の住民投票資格に関連する司法判断等の記述を、「内容は議事録に譲る」とされたのは、他の記述との関係で破調で、かつ、有識者懇談会の議論を踏まえて、事務局の責任で論点整理を行うという趣旨に照らしても、不十分と言わなければなりません。第5回、第6回の有識者懇談会での議論からも、少なくとも「判例」については、「常設型住民投票の投票資格者の範囲を制限する」ものがないことに異論は出されておらず(第6回A委員のまとめ発言 P26、9～11行目)、B委員のクレームも、外国人に投票資格を制限すべきとの立場からではなく、もし線引き(一定の条件での資格制限)をするのであれば、差別的ではない、きちんとした理由付けが必要だとするものであるように思われます(同 P25～26)。また、「法令」について言えば、確かに既存の常設型住民投票条例の中には、外国人に投票資格を認めていないものがあるので、広い意味での「法令」を考えた場合には正確ではないということになりますが、「国の法令」と限定した場合には誤りではないと考えられます。A委員の前記箇所の前段階での発言で、「(法令は)その解釈の問題があるので、相当絞らない」とされているのが何を指しておられるのかは私にはよく分かりませんが、同委員に釈明を求めた上で、必要であれば、A委員の言われるとおりの「明文で外国籍市民に住民投票資格を認めない国の法令はない」とすれば済むことのように思われます。

なお、私が、このように拘るのは、今回配布された第6回懇談会の傍聴者アンケートで、お二人が、事務局の論点整理構成案での記述にクレームをつけておられるので、事務局がこれを受け入れて記述から削除したと見られることを懸念してです。さらに言えば、三年前の条例案上程の際にも、反対派から執拗に「判例により憲法違反」との主張が行われた経過があります。今回、折角時間をかけて論点整理をしたのに、先々、再び誤った主張に対する反論から議論を始めるのは避けたいと思います。

2. 同 P13 本文の下から二行目の「比喩的に言えば、議会とほぼ同列の立場に住民を引き上げて」という記述は、趣旨自体は理解できますが、表現として、住民が議会の下にあるという印象を受けますので、適切とは思えません。いっそ、上記部分を削除した方がいいのではないのでしょうか。

3. 同 P17 【ボイコット運動をどう考えるか】(2) 上から三行目の「異議」は「意義」のように思われます。

細かいことまで申し訳ありません。力作をくまなく読んだ故のこととご容赦下さい。

- ・ 当日は住民投票が実施された場合の投票率が問題になりました。なかでも投票結果は公表しないことがありうるという議論に違和感をもちました。こういうことが議論になることに驚きました。実施されたらその結果のいかんにかかわらず、くわしく正確に公表するのはあたりまえではないでしょうか。これは市民の活動ですから、個々の市民がその結果を見ようとみまいと、また投票に参加しようとしまいと、公表するのが当然です。投票が、正しく行われたかどうかの確認のためにも、そして何よりも市民に知る権利があると思います。知りたくない人もいるでしょうが、それを知りたい、知るべきだと思っているひとが、知りたくない、知らなくていいと思っているひとに合わせることはないように思います。そもそも、投票結果は、選挙でも同じですが、結果が正確に発表されて初めて完結するのであって、結果の内容（投票率の低い高いなど）によって、公表したり、しなかったりしてはならないのであって、客観的な数字の結果をもとにして対応を考えるべきです。順を踏んで考えていくべきです。例えば、投票率が低かったら公表しないという意見のひとがいます。それは個別の願望であって見たくなければ目をつぶればすむことです。公表しないことによって他のひとも見えなくする、そういう権利はあるのでしょうか。
- ・ 住民投票実施のための署名数についての議論が、無理解の意見から横道に外れてしまい、深まらなかったことが非常に残念。はじめの議論での投票は住民の意見か意思か、というところは最終回で議論すべきことかと疑問だった。市の職員の方が毎回資料を丁寧に作ってくださったのに、新市長による議論の凍結は非常に残念。しかし、思考の冷却期間に、武蔵野市で行われた差別やヘイト活動の主導者たちの目的がはっきりすることだろう。
- ・ 外国籍の人に投票してもらうことが、どのような負の影響が武蔵野市や武蔵野市民にあるのか、という点。もう少し、その点の議論を聞きたかったです。
- ・ 1 事務局による論点整理について  
 否決された条例案の検討プロセスについては、結果として不十分であったと思います。本来ならば条例の成否を決定する議会に於いて、継続審議とし特別委員会を設置して十分な検討を行うべきであったと思います。しかし、それを妨害したのがヘイトを市内に撒き散らした差別主義者の団体だと思っています。彼らは議論し熟議するという民主主義のプロセスを妨害したのです。住民投票条例は制度を定める基本法ですから、議会で1票を争って成立させる条例ではないと思います。自治基本条例 19 条 5 項により議会や行政は住民投票条例を定める義務を負っているのですから、早い時期に条例案について、市民と行政、議員できちんと熟議して、より多くの賛成のもとで成立させて欲しいと思います。有識者懇談会の検討、まとめを活かして欲しいです。

2 第8回の懇談会の公表の意味についての議論はよくわかりました。少数意見の存在を明

らかにする、投票結果の公正さを担保する、不成立なので応答義務はない、参考するしないはそれぞれの考えなど、分かりやすく整理されました。投票請求署名と賛否投票の市民意思は理屈として違いますし、住民投票制度は、市長や議会多数派が進めている施策に疑問を持つ住民が始めるのが通例でしょうが、施策に賛成の住民も他の人はどう思っているのか知りたい、住民投票で賛否をはっきりさせようと住民投票請求署名をすることもあります。賛否の前に、大事な事は住民が意思表示するという事にその本質があると思います。住民は2つの意思表示の違いを理解できます。住民投票請求署名、投票の呼びかけは大変ハードルの高いものです。ハードルを超えて投票が成立した場合には、法的拘束力は無いとしても、尊重の結果を文書で示す事は、尊重したのかどうか、はっきりさせる為にも必要だと思います。3 事務局のまとめの最後にあるように、住民投票は住民主導の制度である事を貫く事が大事だと思います。加えて、住民が使えるようにシンプルな制度設計、要件を厳し過ぎないようにすること、投票請求署名4分の1は明らかにハードルが高すぎて、現実には抜けない宝刀になってしまいます。

- ・ 事務局まとめに、外国籍住民の投票資格に関する検討があまり記述されていないのは残念です。有識者も活発な議論が無かったと感じます。外国籍住民の資格をどう考えるべきかは、差別の観点、相互主義、納税者としての観点、利害関係性、諸外国の例など学識者の観点から検討して欲しかった。
- ・ II-1 制度目的 19条2項の市政に関する重要事項をパターン1と2に分けて整理してくれたから、わかりやすくなった。異議申し立てのためだけでなく、住民から新たな課題な提起もありうる制度にしておくことも大切だと思う。後者については、議会に検討課題として提起して一定期間内に検討することを義務付けるだけにして、成立要件を緩くすることを考えるなど、柔軟なものとして、パターンIとは別な制度でもよいかもしれない。オランダの住民投票制度について、杉並区長になる前の岸本聡子さんが雑誌のインタビューで軽く触れていたが、海外の制度も参考にすると良いと思う。
- ・ 署名水準については、実際にこの制度がどのように使われうるかという観点からの議論がほとんどなされていなかったのが残念だった。現在の想定は明らかに高過ぎて、実際には使えない。住民参加を活発化させて武蔵野市をよりみんなが住み良い町にしていくためにも、署名水準は10分の1集まれば住民投票の対象とするのが良いと思う。
- ・ 外国籍住民の投票が2年前へイトの的になり、今回の小美濃市長の凍結表明に繋がったと思うが、静かな環境で検討するためにも、へイト禁止条例をまず作っておいてから議会の議題とする方が良いのかもしれない。最後の感想で委員の1人が述べたように、差別になることは控えて議論してほしい、というのは当然のことだと思う。

- 有識者も事務局も「国民国家の原理」と真摯に向き合おうとせず、最後まで不毛な議論。そもそも、市長が交代し、新市長が検討を凍結する方針を公言した以上、早急に打ち切るべきであった。論点整理には、外国人住民の投票資格を巡る取扱いについて、「平等原則上合理的な理由が求められる」とあるが「国民国家の原理」からすれば、国籍の有無に基づいて線引きをするのは当然のこと。なぜ「国民国家の原理」を無視して論を組み立てようとするのか。「考え方の当否を論じる段階でない」のではなく「論じるまでもない」のである。
- 委員の方の感想で「何を目標せばいいのか、何を期待されているのかわからず、議論の進め方が難しかった」という、この会に対する率直な言葉が印象的でした。最初の行政報告では「住民投票制度の確立に向けた有識者懇談会」を目指していたはずなのに、いつの間にか「論点整理」という逃げの文言を使い、実際の議論を骨抜きにしたと思います。どの委員も、奥歯に物が挟まるような発言しかしないので、明確な意図が読み取れず、だからでしょうか、時々、言葉尻りをとらえるような議論になってしまったことも残念でした。
- 「住民投票条例の成立要件」を考える時、自治基本条例の19条3項4項（結果の尊重や結果の公表）の縛りが、住民投票条例自体の議論を非常にややこしくしていると感じました。自治基本条例が、住民投票条例の成立をおかしくしている原因なのでは、と今回の議論を拝聴して思いました。
- 2月13日論点整理資料のP23の署名者と投票資格者の範囲の分類方法の表で、総合政策部の事務局は、「日本人住民」「外国人住民」との表記をしている。多文化共生プランでは「日本人市民」「外国人市民」を使用。憲法上は「国民主権」であるところ「市民主権」といったりもする。自治基本条例では、武蔵野市の住民＝武蔵野市民とは全く別概念で「市民」を定義している。条例を論ずるのであれば、誤認や混乱を回避すべく可能な限り既存の法律用語で記載を統一してほしい。

このP23の表も、「日本人住民」とは「日本国民」、「外国人住民」とは「入管法上の在留資格者、難民」と記載すべきである。
- 今回の議論の過程で、住民投票運動の際のトラブル対策や安全防止措置が全く検討されてこなかったことが明らかになっていたが、その点の記載もしておくべきですね。

公職選挙法に準じた有権者を、投票資格者、署名者と定義し、資格者名簿や罰則規定なども準用することが住民の安全と制度の安定には資するし、税金の無駄遣い防止なのだが、こうした意見を述べる有識者は当初の人選時点から密室で排除されていることが、この懇談会がそもそもの住民の安全や利益との相反が生じる背景としてあることを指摘しておきます。

安全対策の専門家も入れた上で、以下の措置は最低限必要です。

①投票資格者並びに署名者に、公職選挙法 11 条の欠格事由を適用するとともに、国際テロリスト等財産凍結法に基づく財産凍結等対象者（国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者）を欠格事由にビルトインする

②署名運動及び投票運動中と称する各住民居住域への戸別訪問、迷惑行為を地域住民の警察通報により警察が即時介入可能な法的根拠（罰則等）を制度にビルトインする。具体的には暴排条例の反社会的勢力と同等のレベルで、国際テロリスト等財産凍結法に基づく財産凍結等対象者に対処する条例制定などを、署名運動や投票運動の条例に組み込んで下さい。それができないなら、住民の安全の為に自治基本条例 19 条自体を削除して下さい。小美濃新市長はじめ良識ある市議及び市職員方をお願いいたします。

- ・ 松下前市長のもとでの条例騒動で、R3. 12. 3 夕刻に吉祥寺駅北口で暴力的集団が女性に対して傷害事件(肋骨骨折、被害届あり)を起こした際に市も前市長も全く放置していたこと、R4 に民間の米穀店が徒党を組んだ輩に地上げ屋紛いの嫌がらせ行為を店頭で受け続けていた際にも市も前市長も警察任せで見ても見ぬふりをしていたことを地元住民はずっと目撃し続けてきていることを肝に銘じて認識して下さい。憲法の国民主権原理は人種差別とは異なる概念です。政治の意思決定における国籍による区別を行うのが国民主権原理であり憲法前文に記載あるものであるところを、差別事由かのように次元の低い論にすり替えてはなりません。言論の自由の範囲内であるかもしれないが、国際紛争当事国の一方のサイドについて戦争反対を叫んで市内を練り歩くデモ行進は本市内でも定期的に行われています。しかしながら、安全対策なき住民投票制度の検討は極めて危険だと思います。内政干渉に悪用されたり、他国の国際紛争に地元地域が巻き込まれるような混乱をどうしたら防げるのか、今現実に起きている欧州での移民暴動や川口市での不法滞在者の問題を身近なものとして捉えて、地域の安全についてももう少し真面目に考えてもらえませんか？ 総合政策部の事務局の公務員の皆様、しっかりして下さい。

- ・ 1) 今回の議論を拝聴しながら、「制度目的の整理の方法」が間違っていた、あるいは「タメにする」営みであったことを、しっかりと確認できました。言うまでもなく、「直接民主制的手法による『アジェンダ設定』」という制度目的で作られ活用されている制度は、レファレンダム（住民投票）ではなくイニシアティブです。であるにもかかわらず、「住民投票と政策過程」という物差しで2つのパターンを導き出すといった発想は、恣意的でしかないでしょう。なぜなら、アジェンダ設定と住民投票制度とを結びつけることで、a)あらゆる市政アジェンダについて、市民の選んだ代表機関における熟議プロセスを省略できるだけでなく、b)「公益」を理由に、住民投票の対象（アジェンダ）を事実上国政マターまで広げることができるからです。振り返れば、廃案となった条例案は前市長および支援者の皆さんの「イデオロギー」の象徴であり、今回の懇談会は前市長および支援者の皆さんの「意固地」の産物ですから、宜なるかな・・・ではあります。しかし、この懇談会が、「外国人投票権を最大限許容す

る常設型住民投票制度（案）」の亡霊に囚われ、ついで、自治基本条例第19条策定プロセスの原点に戻ることができず、自由闊達な議論が行われることがなかった・・・という点において、その弊害は大きかった・・・と、言わざるを得ません。

2) 日本が連邦制ではなく単一制であり、地方自治に権限移譲の法制度を導入していない限りは、現行の法制下において、住民投票制度が代議制デモクラシーの「補完」の役割に留まることは自明ですし、懇談会において「合意」が得られなかったとすれば、もはやそれは「事件」でしょう。それよりも1)とも関係しますが、今回の懇談会では、最後まで、日本の地方自治体のデモクラシーの仕組みを、俯瞰的に比較の視座から捉えた議論がなされなかったことを、残念に思います。日本の地方自治体の政策過程の現実、二元代表制であるにも関わらず、市長をリーダーとする行政府の力が圧倒的で、議会は拒否権を有しているだけの存在と化しています。アメリカの地方政府における二元代表制の政策過程とは全く異なりますし、欧州諸国の地方自治体における二元代表制議会の政策過程における役割とも異なるところが、多々あります。そのような各国の地方政府の統治構造上の多様性を踏まえた上で、各国の地方自治体において、イニシアティブとレファレンダムの制度がどのように活用されているか、委員の一人に日本におけるレファレンダム研究の第一人者がおられるにも関わらず、そのような視座からのバランスのとれた議論もなされず、まして参考となる資料も作成／提出されなかったことは、市民の税金を投じて設置された懇談会であるだけに、悔しく思います。

3) 投票の結果の開示の是非を問う議論の中で、委員の一人から、「投票結果の開示は、投票および開票が公正に行われたことのエヴィデンスとしての役割がある」とのご発言があり、興味を覚えました。但し、そのような観点から開示の方向で制度設計するならば、投票率と得票率のどちらに成立要件をおくのかで、開示内容を区別すべきではないかと思えます。得票率におくのであれば、選挙結果の開示には合理性があります。しかし、投票率におくのであれば、投票率、投票総数、有効投票総数のみの開示で、エヴィデンスとしての機能は十分に果たされるはずで、新たな発見をもたらしてくれた委員のご発言に、一言、感謝申し上げます。

## ○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 座長については、極めて中立にご対応いただいたと感じました。ありがとうございました。
- ・ アンケートを読むと、議論がかみ合うための前提となる市民の考え方のベースがバラバラで、懇談会の方々は何度も基本となる考え方をていねいに積み重ねている、と私は感じていましたが、

ず一つと同じ論調の方もいて、制度を考える以前の課題が大きいと感じました。

- 1. 専門家の論議等、元々必要なものと思いません。
  - 2. 実用的価値に基づいた評価を知りたいところである。
  - 3. 市民の意見を聴取する機会を作してほしい。
  - 4. 今後、市政に学者の起用はしないでほしい。
- 有識者の方々、大変お疲れさまでした。座長の言の通り、一体何を求められているのか…議論の難しい（恐らくこれまでで最も）会議であったと思います。今更ですが、前市長には、せめてご自身が依頼して設置した、有識者の会議を最後まで見届けていただきたかった…「投げ出し」と言われてもしかたないです。失礼にも程があります。貴重な議論の経過を拝聴できて稀有な経験でした。事務局のみなさんのご苦労はこれからの市政に必ず役に立ちます。
  - 素朴な疑問ですが、今、住民投票の請求があった場合は、自治基本条例第19条2項にもとづき請求があった場合、どう扱われるのでしょうか。
  - 今回の有識者懇談会を通して、市民参加方式の武蔵野市の市民として、市民自治とは何かを考えさせられます。
  - 外国人住民が増え、多様な市民（性的な点も含め）が増えていく中で、一人一人が大切にされる、一人一人の声が尊重される武蔵野市であってほしいと思います。委員の皆様、事務局の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。
  - 最後の委員の発言に、あらためて武蔵野市民の一人として「自分たちのまちは自分たちで作る」意見の相違を辛抱強く乗り越えていくことの大切さをかみしめました。  
別の委員の謙虚な発言に頭が下がりました。  
事務局の職員の皆さんのたゆまぬ努力、あきらめない強い意志に感謝申し上げます。
  - 「外国人住民投票条例」などといった誤ったリードや、ヘイト行為は少なくともやめましょう。まともな議論を続けましょう。賛否があるのは当然ですから。
  - 武蔵野市の一部市民、議員が外国人差別をしたことは、日本中にとどろいた。ヘイトを許し、差別を許し、それを野放しにする危険な自治体であることを印象づけた議員や活動家は忘れられることなく歴史に名を残すだろう。自身の活動が全世界に与えた影響を恥じてほしい。市民として怒りがおさまらない。
  - 私事ながら、7、8年前より右腕、右手指の疼痛が続き、諸々の治療を試みましたが、治癒しな



いため、第三者にお目通しをいただけるように書けません。今日は鎮痛剤を服用して何とか書きました。お世話になるばかりで、何らお役に立つことができずに心苦しい限りですが、市政に関し、関心を持ち続け、自分でお役に立てることがあればできる限り寄与したいと思います。傍聴者にふさわしくなかったと思いますが、お許してください。

大変高度な勉強をさせていただきました。消化不良のため、今後とも勉強を続けたいと思います。

- ・ 条例をつくるプロセスについて、勉強になりました。
- ・ 毎回の事務局による論点整理は、まとめるのが大変なお仕事だと思いますが、わかりやすくまとめてくださるうとしてくださったのだと思いました。ありがとうございました。  
まとめをホームページにも載せてくださるとのこと、子ども条例のときのように素人にもわかるようなやさしいバージョンを作っていただけるとありがたいです。  
会の終わりに書き散らしたアンケート回答もとりあげてまとめてくださり、ありがとうございました。
- ・ 住民投票に外国人を排除し、差別することを武蔵野市市議会が選択したら、外国人差別とヘイトが蔓延する武蔵野市として人々の記憶に残るだろう。外国人差別を標榜する条例をつくり、それにふさわしいヘイトスピーチや差別煽動行動をする議員や活動家は、武蔵野市を貶め、武蔵野市を差別とヘイトの町・武蔵野市としてブランド化して満足だろうか。世界で起こっている紛争や戦争の引き金が、差別やヘイトの応酬にもあることを、ヘイトや差別を煽動した議員、活動家は理解していないのだろう、愚かである。武蔵野市は差別をすすめる自治体として、蔑まれる自治体として存続していくのだろう。非常に残念ではあるが、武蔵野市は反面教師として認識される。武蔵野市は差別主義者が多く住む町として世界に名を馳せることは非常に残念なことである。
- ・ より進んだ市民自治とはどうあるべきか、まだ正解が無い中、専門家の先生方がそれぞれの見識を出し合って下さった懇談会だったように思う。凍結になったとしても、この懇談会のまとめ資料は今後も大切な記録として残る。先生方、事務局の皆様に敬意を表したい。
- ・ 有識者のメンバー5名のうち、女性は1名のみだった。ジェンダーバランスがおかしい。日本の政治におけるジェンダーギャップ指数は OECD 諸国で最低ランクなのだから、自治体はすすんでジェンダーバランスの見直しをするべきだと考える。
- ・ 市の職員の方たちの、資料作成の努力と誠実な姿勢に感銘を受けました。毎回これだけの密度の高い資料を用意するのは大変だったと思います。新市長が議論を凍結するのは残念ですが、他市や区でも参考にもらえる充実した資料であり、武蔵野市より先に他区で住民投票制度ができ

るなら、それを武蔵野も参考にして、広い視野で考えて行けば良いと思う。

外国籍住民への差別に関連して、先週、府中で行われた朝鮮学校補助金支給を求める1万人署名の集会で目標を越える16,000筆以上の署名が報告され、地元の3つの市の市長がメッセージを寄せていました。一部のヘイトに怯えてしまわず武蔵野市でも、隣人の外国籍市民と共に市政を考えていけるようになりたいと思いました。

- ・ 外国人住民の投票資格は、「国民国家の原理」に依って立つか否かという極めてイデオロギーに関わる問題。イデオロギーに関わる問題である以上、ここに立ち入ることは市内に深刻な分断をもたらすことは必定である。聞くところによると、某市議会議員は「外国人投票権を絶対に認めさせる」と息巻いているそうだが、対する反対派も「それだけはやらせない」と決意を固めているという。つまり、如何なる論理づけをしたところで「二項対立的な問題に単純化・転化される」のであり、この点に踏み込んだ条例案が執行部から提示されたならば、必ずや市内は騒乱状態に陥るであろう。どうしても住民投票制度を確立したいというなら、投票資格を選挙人名簿に氏名のある住民（つまり日本人有権者）に限れば、「外国人投票権」に拘る一部の過激な左派活動家以外の理解を得られるだろう。これが混乱を回避する唯一の道である。事務局におかれては、新市長に是非とも進言願いたい。
- ・ 委員には日当、職員の方は残業手当、なのに傍聴する市民は無償で参加。「市民自治」という名前の下、こんなことを聞きに来なくてはいけないのが、本当に本当に疲れました。
- ・ SNSで自分の意見を簡単に発信できるようになっている現代において、税金を使って「市民の意見表明」を行う「住民投票」にどれだけの意味があるのか、最後の最後までわかりませんでした。
- ・ 私は、自治基本条例を武蔵野市で作っていたことを全く知らずに過ごしていました。住民投票条例のことでその存在を知り、この「自治基本条例」は知れば知るほど、ずいぶんと形だけの何の役にも立たない条例だな、と思っています。市民にとって本当に必要なのは、役に立たない条例ではなく、実際に問題を解決できる政治家だと感じます。
- ・ 計7度に及ぶ議論の中でえられた結論は、詰まるところ、報告書の1-3ボックス内の4つの事項に尽きるのではないかと、委員の先生方のラスト・メッセージと事務局の最後のご挨拶を拝聴しつつ、しみじみと感じました。それはまた、自治基本条例の議論の際に、条例の中に常設型住民投票制度を書き込むか否か、書き込むとしたら条文に何を書き込むか、この2つの事項に関する議論を尽くすために、1) 可能な限り多くの時間と労力が割かれたこと、2) しかも（今回の事務局の表現を借りれば）最終的には「抽象的」な条文で落ち着いたこと、理由でもあります。

そもそも、武蔵野市の自治基本条例の懇談会における策定作業は、当初予定されていた1年という期限を延長し、2年をかけて行われています。その詳しい経緯については話を省きますが、当時の現職市長の選挙目当ての野心と下心を見抜いていた故西尾先生の熱意とご尽力、そして汚職疑惑の発覚により現職市長が立候補を断念するという僥倖がなければ、おそらく今頃は、世界に例を見ない、とんでもなく「先進的」な常設型住民投票制度が、この武蔵野市において、でっち上げられていたことでしょう。今思えば、自治基本条例の逐条解説にあえて「外国人投票権」についての検討を書き込ませる「力」が働いたこと、そして自治基本条例策定の議論の場に、市議会議員として小美濃現市長が参画していたことは、幸運だった・・・のかもかもしれません。事務局の最後のご挨拶には、「運動」系の前市長が信頼をおく行政官として、「先進的」な住民投票制度を導入すべく力を尽くしてきた故の「悔しさ」が滲んでいたように感じました。しかし正直なところ、ご自身が進めてきた仕事が、(委員の先生のお一人がとても謙虚におっしゃっていたように) いかにかチャレンジングで困難なものであるか、今になって実感し、その理由を深く理解された・・・ということではないでしょうか？そして、おそらく小美濃現市長も、政治の現場での戦いの中で、そのことを再認識され、「凍結」を宣言されたのだと拝察します。

将来、小美濃市長が「凍結」を解かれた暁には、市議会において否決され廃案となった条例案を雛形とするのではなく、1-3ボックスの事項を踏まえ、ゼロベースで議論・検討がなされなければなりません。その際、今回の意見交換で深められた問題意識が、自治基本条例第19条の「前向きな」修正、すなわち「日本の基礎自治体の二元代表制度の特質に合致した直接民主制的手法」の開発／活用につながることを、期待しています。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、委員名については削除しています。